

---

平成27年 第1回(定例)由布市議会会議録(第6日)

平成27年3月18日(水曜日)

---

議事日程(第6号)

平成27年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 由布市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 由布市保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第5 議案第5号 由布市情報公開条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 由布市行政手続条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 由布市有林造林条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 市道路線(石武3号線)の認定について
- 日程第16 議案第16号 市道路線(石武4号線)の認定について
- 日程第17 議案第17号 市道路線(平林前線)の認定について
- 日程第18 議案第18号 由布市と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第19 議案第26号 平成27年度由布市一般会計予算
- 日程第20 議案第27号 平成27年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第28号 平成27年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第29号 平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第30号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計予算

日程第24 議案第31号 平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計予算

日程第25 議案第32号 平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計予算

日程第26 議案第33号 平成27年度由布市水道事業会計予算

追加日程

日程第1 発議第1号 由布市議会委員会条例の一部改正について

日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

日程第3 議員派遣の件について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 請願・陳情について

日程第2 議案第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第3 議案第2号 由布市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について

日程第4 議案第3号 由布市保育の実施に関する条例の廃止について

日程第5 議案第5号 由布市情報公開条例の一部改正について

日程第6 議案第6号 由布市行政手続条例の一部改正について

日程第7 議案第7号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第8号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第9号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第10号 由布市介護保険条例の一部改正について

日程第11 議案第11号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第12 議案第12号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について

日程第13 議案第13号 由布市有林造林条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 市道路線（石武3号線）の認定について

日程第16 議案第16号 市道路線（石武4号線）の認定について

日程第17 議案第17号 市道路線（平林前線）の認定について

日程第18 議案第18号 由布市と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について

日程第19 議案第26号 平成27年度由布市一般会計予算

日程第20 議案第27号 平成27年度由布市国民健康保険特別会計予算

- 日程第21 議案第28号 平成27年度由布市介護保険特別会計予算  
日程第22 議案第29号 平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第23 議案第30号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計予算  
日程第24 議案第31号 平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計予算  
日程第25 議案第32号 平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計予算  
日程第26 議案第33号 平成27年度由布市水道事業会計予算

追加日程

- 日程第1 発議第1号 由布市議会委員会条例の一部改正について  
日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書  
日程第3 議員派遣の件について

---

出席議員（19名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 太田洋一郎君  | 2番 野上 安一君  |
| 3番 加藤 幸雄君  | 4番 工藤 俊次君  |
| 5番 鷺野 弘一君  | 6番 廣末 英徳君  |
| 7番 甲斐 裕一君  | 8番 長谷川建策君  |
| 10番 小林華弥子君 | 11番 新井 一徳君 |
| 12番 佐藤 郁夫君 | 14番 溝口 泰章君 |
| 15番 淵野けさ子君 | 16番 佐藤 人已君 |
| 17番 田中真理子君 | 18番 利光 直人君 |
| 19番 生野 征平君 | 20番 太田 正美君 |
| 21番 工藤 安雄君 |            |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（3名）

---

事務局出席職員職氏名

- |            |           |
|------------|-----------|
| 局長 秋吉 孝治君  | 書記 江藤 尚人君 |
| 書記 三重野鎌太郎君 |           |

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	加藤 淳一君	総務部長	相馬 尊重君
総務課長	梅尾 英俊君	財政課長	御手洗祐次君
総合政策課長	溝口 隆信君	会計管理者	森山 金次君
産業建設部長	生野 重雄君	健康福祉事務所長	衛藤 哲雄君
環境商工観光部長	平井 俊文君	挾間振興局長	柚野 武裕君
庄内振興局長	生野 隆司君	湯布院振興局長	加藤 勝美君
教育次長	日野 正彦君	消防長	甲斐 忠君

午前10時00分開議

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしく願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は19人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

今期定例会に付託いたしました請願3件、陳情3件、及び継続審査となっていました請願1件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の佐藤人己です。

ただいまより陳情審査の報告いたします。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時は、平成27年3月12日です。場所は、庄内庁舎2階中会議室。

出席者及び書記は記載のとおりでございます。

陳情、受理番号1番、件名、「特定秘密保護法の見直しを求める意見書」採択に関する陳情書、委員会の意見、陳情者に出席を求め願意を確認しました。

特定秘密保護法は、昨年12月10日に施行され運用が始まりましたが、運用の問題点は解決

されておらず、特定秘密の指定範囲も見えない状況であることから、特定秘密保護法の見直しを求める意見書提出を求めるというものです。

陳情書では大きく4つの問題点を指摘しています。①先進諸国に比べて情報公開が遅れている。②国民が、罰せられる内容がわからないまま、捜査され、裁判にかけられ、処罰される可能性がある。③国民のプライバシー・思想・信条の自由を侵害する危険がある。④国連自由権規約19条に基づいたツワネ原則が守られていない。以上の問題点を改善するよう、見直しを求めています。

委員会では、特定秘密保護法は日本の国防・防衛上から必要な法律であり、チェック体制についても確立されているという意見や、特定秘密は①防衛、②外交、③特定有害活動（スパイ活動）、④テロリズム防止の4分野に規定されていることから問題ない等の意見が多数となりました。

慎重審査の結果、全員一致で不採択とすべきと決定しました。

受理番号3、件名、地域コミュニティ事業とあわせて、テレワークを始めましょう。

委員会の意見、陳情者に出席を求め願意を確認しました。テレワークを導入することにより、場所にとらわれず仕事ができるようになり、行政事務の効率化が図られ、地域活性化が見込めることから、全国の他の自治体に先駆け由布市で取り組むよう求めるものでした。

現在、テレワークは、全国の自治体で唯一鹿児島県肝付町が一部の業務について試験的に取り組んでいます。

委員から、将来的にはテレワークによる勤務形態があらゆる業種で導入され、大きな本庁舎や遠距離通勤といった問題点が解消されるような時代が来るかもしれないが、現実的には情報通信網の整備や、それに伴う社会資本の整備、財源的な問題点など課題も多い。現時点では具体性にかけている提案であり、近い将来に実現の可能性は極めて低いとの意見が多数となりました。

慎重審査の結果、全員一致で不採択とすべきと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、教育民生常任委員長、利光直人君。

○教育民生常任委員長（利光 直人君） 教育民生常任委員長の利光でございます。

当委員会に出された請願の御報告をしたいと思います。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時、場所については記載のとおりでございます。出席者については6名全員で審査を行いました。書記は議会事務局でございます。

受理番号2、受理年月日、平成27年2月16日、件名、小松寮民営化の中止を求める請願書。

委員会の意見、請願者に――武田会長が自ら来て、当委員会で意見をお聞きしました。

内容につきましては、①検討委員会の報告書5ページにわたる意見書の説明を受けたが納得ができない。②市長は平成21年の説明のときに任期中は民営化をしないと声明した。③これまで市からの2回の説明を受けたが納得がいかない。等々の話をお聞きしました。その後に衛藤所長、それから担当課長に来ていただいて、検討委員会の経緯やこれまでの資料をいただき、資料の説明と市側からの説明を、意見を聞きました。

結果、当委員会として担当課に対し、請願の内容についてもう少し数字等の根拠を出して、再度詳しく説明をするよう指摘しました。慎重審査の結果、継続審査すべきと決定いたしました。

審査の結果は継続審査でございます。

受理番号3、受理年月日、平成27年2月18日、件名、ゆふいん放課後児童クラブの拡充について。

委員会の意見、本請願は、対象枠拡大の政策決定を受け児童の増加が確実となってきたなか、適正許容人数が70名のところ26年度94名の在籍、27年度には104名の申込みが予測される「ゆふいん児童クラブ」の施設拡充を求めるものです。

子ども・子育て支援策と若い親世代の安定した就労環境整備策は地方創生を支える大きな2本の柱であり、由布市の次代を担う人材を育成することにつながります。

「ゆふいん児童クラブ」に限らず、他の市内児童クラブも対象枠の拡大にどう対処するかは喫緊の課題です。庄内本庁舎が完成されれば挟間、湯布院庁舎は児童館や放課後児童教室「ゆふ寺子屋」等としての利用が想定できます。それまでの間、小学校校舎の利用及び公的施設の利用で、この対象枠拡大に伴う受け入れ児童の急増に対処する必要性を認めました。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定いたしました。

審査の結果は採択すべきです。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。産業建設委員長の長谷川です。請願・陳情の審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願・陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告をいたします。

日時、平成27年3月12日木曜日、現地調査、審査、まとめ。場所、現地（請願箇所）、挟間庁舎4階全員協議会室。出席者、記載のとおりでございます。書記、議会事務局。

請願受理番号8、受理年月日、平成26年9月5日、件名、庄内町高岡葛原地区に市営簡易水道の設置方について、これは継続審査分でございます。

委員会の意見、本請願は、庄内町葛原地区の庄内簡水区域への編入・拡大の計画変更と簡易水道の設置を求めるものです。

前期定例会にて継続審査として調査を進めてきましたが、今議会会期中においても結果が得られず、なお審査を要すると判断し、再度の継続審査にすべきと決定をいたしました。

審査結果、継続審査。

受理番号1、受理年月日、平成26年12月1日、件名、市道への認定請願について。

委員会の意見、本請願は、庄内町小原地区にある県道東長宝西線と市道馬米平石線に接続する里道の市道認定を求めるものです。

今議会会期中に結果を得られず、なお審査を要すると判断し、継続審査にすべきと決定しました。

審査結果は継続審査。

陳情、受理番号2、受理年月日、平成27年2月16日、件名、老朽水道管更新は最優先課題、大至急、財源確保しようとの陳情でございます。

委員会の意見、本陳情の審査に当たっては、陳情者に委員会の出席を求め、趣旨及び願意の説明を受けました。

陳情書本文には、件名となっている老朽水道管更新の件に加え、新庁舎計画や地域コミュニティ、テレワークの推進等の記載もなされていたため、陳情者に趣旨及び願意の確認を行いました。

陳情者の説明で、趣旨及び願意は「水道管の更新・耐震工事が行われているのは知っているが、有収率向上等を図るためにも、老朽管の更新を今まで以上に早く行っていただきたい」という内容であることを確認しました。

市としては、水道事業の有収率向上対策の推進を重点施策に掲げ、一般会計から老朽管更新工事に係る起債償還額の2分の1の補助を行っている。また、平成30年度まで上水道事業計画では、年間5,000万円程度の予算を計画し、有収率向上や老朽管更新工事等を鋭意進めている状況です。

上水道配水管の耐震率は、平成25年度末現在は2.83%で、平成30年度末まででは8%程度となる予定。

水道管の更新工事には莫大な費用を要することから、水道事業の事業収益の現状や企業規模などから考えても、有収率・耐震化率向上対策には長い年月を要することはいたしかたないと思われる。

しかし、少しでも早く更新工事を進めていただきたいという陳情者の願意は理解でき、水道事業の安定的な運営の面からも計画的かつ遅滞なく整備を進める必要性はあると判断し、慎重審査の結果、全員一致で趣旨採択すべきと決定いたしました。

審査の結果、趣旨採択すべきと決定。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、継続審査となっていました請願、受理番号8、庄内町高岡葛原地区に市営簡易水道の設置方については、引き続き継続審査です。

次に、請願、受理番号1、市道への認定請願については、継続審査です。

次に、請願、受理番号2、小松寮民営化の中止を求める請願書は、継続審査です。

次に、請願、受理番号3、ゆふいん放課後児童クラブの拡充についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、受理番号3の請願は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情、受理番号1、「特定秘密保護法の見直しを求める意見書」採択に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 総務委員長にお伺いをいたします。

この陳情書の冒頭を読みますと、この陳情者たちは昨年6月の由布市議会に対しても同趣旨の陳情書を提出されております。それについて、当時の6月議会では委員会の中では全員一致で不採択だったと。それで、本会議で賛成8名、反対12名で不採択となった。ただ、その後、ここに書いてあるように、昨年10月28日に総務委員会の方々とお話をする機会を設け、詳しく説明をし、意見交換をしたと。6月議会のときには、由布市が不採択になった理由が判然としなかったために、その10月28日に総務委員会との方々話し合いをしたと書かれています。

ここに書いてあるように、昨年10月28日の総務委員会との話し合いの内容を踏まえて、再度この意見書の採択について陳情を出すというふうにされています。

市民の方々が一度不採択になったものをもう一度出してくるというのはよっぽどの願意が強いことであり、さらにその前に総務委員会の方と話した結果、もう一度出そうという話し合いにいたった経緯が書かれています。

ということは、総務委員会の中でも陳情者の方々と十分な意見交換をさんざんされてきたんだと思うんですが、結果として、あいかわらず、やはり全員一致でまた不採択という結果になっておりますが、総務委員会としては、この10月28日の話し合いの結果と今回の陳情提出者との話し合いの中身がどう変化してきたのか、そこら辺の意見交換の経緯と今回のあいかわらず全員一致の不採択という結論にいたるまでの関係を教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） ただいまの質問にお答えをいたします。

前回の6月の分との関係を質問されましたけれども、実際に12月10日から運用開始が始まっていますので、若干そういうところからそのときの考えと今の考えとの差があったのではなかろうかなというふうに解釈をしております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 全然、陳情者としては、前回の6月議会では陳情の願意がなかなか伝わっていなかったから不採択になったんだろということ、10月28日に話し合いをしたら、ある程度の理解が得られたと思ったので、これを出してこられたんだと思うんですが、そこら辺の理解の度合いが全く今回の審査状況の中に伺えないというところで質問をさせていただきました。

もう一つ、委員長報告の中で、特にびっくりしたのは、委員会の中でこの秘密保護法は必要な法律であり、チェック体制についても確立されているという御意見が出ておりますけれども、具体的にチェック体制がどう確立されているというふうに総務委員会は判断されているのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） チェック体制はもう私どものある委員から出された意見で、その4つの分野があるから秘密保護法にしても大丈夫だというような意見が出されておりました。

それと、陳情者の方たちも全てを反対するのではないけれども、説明が足りないというような意見もありまして、その説明が十分にいたらなかったことは確かであったかなというふうに解釈をしております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） その委員会の中でチェック体制が確立されているということに

ついて全然理解できないんですが、この陳情者が陳情書の中にも詳しく書かれていますけれども、今の秘密保護法では何が秘密なのかの規定もなければ、何を秘密にしてはいけないかの規定もありません。

さらに、何を秘密にしたとして、だれが罰せられるのかの規定もありません。しかも、それが適用されたときにそれを第三者機関に委ねてのチェック体制、国際的にはそういうチェック体制がありますが、そのチェック体制もないわけです。だから心配をしてこの陳情者たちは見直しを、法の廃止ではなくて見直しを求めているわけです。その願意が全然伝わっていないのではないか、そういうことをわかった上で、それでもチェック体制については確立されていると言われている意見の中身がよくわかりませんが、この陳情者たちが、廃止ではなくこころもきちんとした第三者機関のチェック体制をつけてほしいとか、何が秘密なのか、何が秘密ではないのかということ明らかにしてほしいという見直しをしてほしいという願意だったと思うんですけれども、それに対しても、総務委員会の中で、やはり全員が皆さんチェック体制は確立されているという意見だったんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 全員一致でそういう意見でありました。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑はございませんか。佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 実は私もこの件はやはり心配されますから、昨年もこれはおかしいということで賛成はできませんでしたから、特に今回、この委員長の報告を見ますと、全ての方全員一致という形が、私はやっぱり心配なんです。実は、国のほうでも運用実施をする中で、詳細なやっぱり運用につきましては、今後やっぱり検討する必要があるという新聞報道も確かにございましたし、私は一番心配するのは、国民と申しますか、市民、住民のプライバシーを含めて、やっぱりどの辺までやっぱりきちんとされるのかなど、そういう運用がやはり心配されます。

そこでお尋ねしますが、この保護法、国防、防衛上から見れば、国の専権事項というのはよくわかるんですが、やっぱりこの委員会の中で少数意見でもそういう経過も含めて運用等がやっぱりこうなればいいんだ、やっぱりこういうことがやっぱり住民が心配するんだよなど、そういう心配意見もこれ出されなかったのか。そこ辺が本当に心配されますから、その経緯だけ教えていただきたいんですが、総務委員長にお尋ねします。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） そういう意見もあったことは事実であります。

○議長（工藤 安雄君） 佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） そうなればありがとうございます、ぜひそういう御意見があれば載せていただくと、我々としてはやっぱりそういう形も議論されて、きちんとしたやっぱり

中でされたんだなというふうにかう感じるんですが、この内容では少し、ほとんど問題はないとの意見が多数でございましたという、非常に心配されますので、今後ともやっぱりそういうところの配慮はしていただきますよう、これは要望しておきます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。賛成討論を行います。

この特定秘密保護法は、国民のする権利を侵害し、日本国憲法の基本原則を根底から覆すものであります。いまだ多くの国民が不安や疑問を抱き続けています。主権が国民に存する国になっては政府が持つどんな情報も原則、国民のものであります。その国民の目も口も耳もふさぎ、何が秘密かも知らされないままに、罪に問われるようなことはあってはならないことであります。稀代の悪法と呼ばれる最大の理由はこれであります。

歴史の発展と社会進歩のもとで、早晚廃止されるべき法律であります。それ以前であっても政府が自ら結んだツワネ原則に照らし、世界レベルへの見直しを求める陳情であります。

慎重な御判断をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決いたします。この陳情は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立5名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立少数です。よって、受理番号1の陳情は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情、受理番号2老朽水道管更新は最優先課題、大至急、財源確保しましょうを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立16名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、受理番号2の陳情は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情、受理番号3、地域コミュニティ事業とあわせて、テレワークを始めましょうを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。この陳情は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立0名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立少数です。よって、受理番号3の陳情は不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、議案第1号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第26、議案第33号平成27年度由布市水道事業会計予算までの25件を一括議題とします。

付託しております各議案について、常任委員長及び特別委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人己君。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 総務常任委員会委員長の佐藤人己です。委員会審査の報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時は、平成27年3月12日、場所、庄内庁舎2階中会議室、出席者、担当課は記載のとおりです。書記は議会事務局です。

審査結果、事件の番号、議案第1号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

経過及び理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長は、委員とは別に地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することになり、地方公務員法第3条第3項第1号の規定により、特別職となります。また、常勤の職として規定されることから、所要の条例改正を行うものです。

施行日は平成27年4月1日としていますが、改正法の施行日より前に任命された教育長は、委員としての任期中に限り、施行日以後も在任することができることとなっており、由布市はこれに該当します。したがって、実際のこの条例の施行日は、教育長が欠けた日または教育長の委員としての任期が満了した日の翌日になります。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第5号由布市情報公開条例の一部改正について。

経過及び理由、今回の改正は、独立行政法人通則法の一部が改正されたことにより、「特定独立行政法人」が廃止され、新たに「行政執行法人」が設けられたことに伴う文言の改正です。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第6号由布市行政手続条例の一部改正について。

経過及び理由、今回の改正は、国民の権利利益の保護充実のための手続き整備のため、行政手続法が改正されたことから、同様の規定を設けるための改正です。施行日は、平成27年4月1日です。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第7号由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由、市長、副市長、及び教育長の給料減額期間について、「平成25年12月1日から平成26年4月30日まで」を「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」とし、減額率を市長は100分の10、副市長と教育長は100分の7に改正するものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第8号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由、今回の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じて、災害への対処、臨時または緊急の対応等で、平日深夜における管理職員特別勤務手当の見直しと、行政職給料表の水準を平均2%引き下げる内容となっています。

施行日は、平成27年4月1日です。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第9号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由、職員給与については、これまで厳しい財政事情に鑑み、特例期間を設けて減額措置を行ってきましたが、引き続き厳しい財政状況が予想されることから、平成27年4月から

平成28年3月まで、給料月額を平均4.5%減額措置するものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第18号由布市と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について。

経過及び理由、現在既に大分県下の11市3町と事務委託をしている「おおいた広域窓口サービス」について、新たに豊後高田市と相互委託をしようとするもので、地方自治法第252条の14第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

施行日は、豊後高田市役所庁舎建設に伴う準備期間を考慮して、平成28年3月1日としています。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、教育民生常任委員長、利光直人君。

○教育民生常任委員長（利光 直人君） 教育民生常任委員長の利光直人でございます。

委員会審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時は3月12日でございます。場所は湯布院庁舎2階で行いました。出席者、担当課、書記については、記載のとおりでございます。

それでは、審査の結果を申し上げます。

議案第2号由布市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定について。

経過及び理由、条例の改正については、教育長が特別職になり、職務に専念する義務が課され、免除等に規定を策定するものです。内容は、勤務時間等、休日及び休暇について必要な事項を定めるものです。

なお、附則については、この条例は平成27年4月1日からの施行であるが、現職の教育長は次の任期までの間は現行法で、満了する日もしくは満了前に欠けた場合にあっては、その翌日から施行するというものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきと決定いたしました。

議案第3号由布市保育の実施に関する条例の廃止について。

経過及び理由、平成24年法律第65号による子ども・子育て支援法の施行により、市条例第123号で規定する必要がなくなったため廃止するものです。

内容については、保育の要件がいろんな面で緩和されているものとなっております。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

審査の結果は、原案を可決すべきといたしました。

議案第10号由布市介護保険条例の一部改正について。

経過及び理由、今回の一部改正は、5期を6期介護保険事業計画及び介護保険法施行令などの改正により、一部条例を改正するものです。

5期では特例を含め9段階に区分をしています。今回6期では特例を含め10段階に区分し、同時に料率を改正するものでございます。特に段階10の料率1.9については、由布市独自のものであり、従来は県内で豊後大野について2番目に高額負担だったんですが、この改善により4位に改善をされております。

慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきと決定いたしました。

議案第11号由布市国民健康保険税条例の一部改正について。

経過及び理由。高齢化の進展や医療技術の高度化により、全国的に医療費の増加が続いています。当市においても、被保険者は減少し65歳以上の加入割合は増加しています。国保会計の収支は毎年財源不足を一般会計と基金からの繰り入れで補填している状況です。また、2億9,000万円の基金のうち27年度の2億円を繰り入れ、残り約9,000万円となり基金も底をつき、さらに一般会計からの繰り入れが増加することが予測されます。

平成30年度には国保の制度改正が予定されており、法定外の繰り入れは制度上解消していくことや、税率の上昇も予測されます。よって、今後を見据えた対応が必要となり、当市の保険税率は県内でも低い状況であるため、今回の一部改正案を提案いたしました。

内容は、医療分の所得割率9%を9.25%とし、均等割額が1万5,500円から2万2,000円に、平等割額が1万8,000円から2万円に変更するものです。また、このほかに第22条第1号7割軽減、第2号では5割軽減、第3号では2割軽減等々についても改正を行うものです。

今後について、委員より28年度から当面は据え置くべきとの意見が出されました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

以上、委員会報告を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 産業建設常任委員長の長谷川でございます。委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、平成27年3月12日、13日、議案審査・まとめ、場所は挟間庁舎4階、出席者、記

載のとおりでございます。担当課、農政課、建設課。書記、事務局にお願いしております。

件名、議案第12号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について。

審査の経過及び理由、本条例は、法令または他の条例に特別の定めがあるもののほか、地方自治法第227条の規定により、特定の者のためにする銃の手数料の金額等必要な事項を定めているものです。

条例の別表第7中に記載のある鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と改称されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

この条例の施行日は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行日の平成27年5月29日と同日となっています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第13号由布市有林造林条例の一部改正について。

経過及び理由、本条例は、収益を分収する条件をもって、民有林野及び共有財産に造林を行うことにより、国土の保全、森林資源の保続培養及び市有財産の造成を図ることを目的としたものです。

条例第7条中に記載のある「森林国営保険法」の名称が「森林保険法」に改称されることにともない、条例の一部を改正するものであります。

この条例の施行日は、森林国営保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行日の平成27年4月1日と同日となっております。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第14号由布市道路占用料徴収条例の一部改正について。

経過及び理由、道路占用料については、道路法第39条第2項の規定により、道路管理者である地方公共団体の条例で額等を定めることとなっております。

由布市では、これまで県の道路占用料の金額に準じて定めを行ってまいりました。今回、県の道路占用料条例が改正されることとなり、県改正を受け、市も同様に条例の改正を行うものです。

今回、改正により占用物件の道路法第32条第1項第1号及び第2号に掲げる工作物の占用料のほとんどが減額されるものです。この条例の施行日は、大分県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の施行日の平成27年4月1日と同日となっています。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第15号市道路線（石武3号線）の認定、及び16号市道路線（石武4号線）の認定、議案第17号市道路線（平林前線）の認定について。

経過及び理由、議案第16号から17号の市道路線の認定については、議会で請願採択を行っ

た公衆用道路を市道として管理するもの。

石武3号線については、平成26年第2回定例会で請願採択、石武4号線については、26年第2回定例会で請願採択、平林前線については、平成26年第1回定例会で請願採択。

以上、記載のとおりでございます。慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしました。

慎重なる審議の上、御賛同をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、予算特別委員長、太田正美君。

○予算特別委員長（太田 正美君） 予算特別委員長の太田正美です。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会規則第110条の規定により報告します。

日時、平成27年2月26日より6日間、場所、挾間庁舎、出席者、議員19人全員であります。担当課、全部局、書記、議会事務局。

議案第26号平成27年度由布市一般会計予算。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額は、180億1,805万9,000円で、前年度当初予算と比較して、3.4%の減です。

減額の主な理由は、中学校校舎本体の耐震化工事が終了したことや、3月補正予算で「まち・ひと・しごと創生事業」に一部事業を前倒して計上したことなどによるものです。

委員会では多くの委員から質疑・討論がなされ、予算案全体についての共通認識が得られました。

委員会全体の意見として、①若杉交流館の建設に当たって、建設後の後年度負担が予想されることから、施設規模が過度に大きくならないよう身の丈に合った建設をするよう求めます。

②総合計画や総合戦略、観光基本計画など、各種計画書作成に当たっては、各計画書間の整合性を図るよう求めます。

③近年委託業務がふえていることについて、やむを得ない部分も理解するが、可能な限り職員自身によって事業実施を図るべきであり、最大限の努力を求めます。

以上3点について、意見を付します。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

議案第27号平成27年度由布市国民健康保険特別会計予算。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額は48億7,669万8,000円で、前年度当初予算と比較して、16.4%の増です。

増額の主なものは、保険財政共同安定化事業について、これまで1件30万円以上80万円未

満が対象医療費だったものが、平成27年度から1円以上に拡大されることにより、歳入では共同事業交付金が、歳出では同事業の拠出金がそれぞれ増額となったためです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

次に、議案第28号平成27年度由布市介護保険特別会計予算。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額は、40億3,376万円で、前年度当初予算と比較して2.7%の増です。

介護給付費の増額が主なものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

議案第29号平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計予算。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額は4億2,348万3,000円で、前年度当初予算と比較して1.8%の増です。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金増額が主なものです。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

議案第30号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計予算。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額は、4億6,427万7,000円で、前年度当初予算と比較して、42.8%の大幅な減となっています。これは、庄内簡易水道と塚原簡易水道の本工事分が終了したことによるものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

議案第31号平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計予算。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額は9,990万9,000円で、前年度当初予算と比較して0.3%の増です。

歳入では、繰入金の増額が主なもの。歳出では、光熱水費の増額が主なものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第32号平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額は、1億2,740万8,000円で、前年度当初予算と比較して、0.6%の減です。

歳入では、一般会計からの繰入金の減、歳出では、公債費利子の減額が主なものです。

平成27年度で借り入れしていた起債の償還が終了します。平成28年度以降の健康温泉館の位置づけや今後の経営方針について早急に検討を行い、27年度のできるだけ早い段階に方向性を報告できるよう取り組みを求めます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第33号平成27年度由布市水道事業会計予算。

経過及び理由、業務の予定を、給水戸数9,130戸、年間総水量316万8,200立方メートル、1日平均水量を8,680立方メートルとするものです。

水道事業収益を5億9,016万5,000円、水道事業費用を6億4,856万9,000円、資本的収入を2億4,484万5,000円、資本的支出を4億5,334万円と定めるものです。

資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額2億849万5,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

谷簡易水道事業に係る南部谷地区加入金の立替金の回収については、引き続き、鋭意努力していくことを求めます。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（工藤 安雄君） 各常任委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については審査の経過と結果に対する質疑にとどめることを再度お願いをしておきます。

まず、日程第2、議案第1号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。反対討論を行います。

この条例の制定は、地方教育行政法の改正に伴うものであります。法改正により、半世紀ぶりに教育委員会制度が変えられました。市長が直接任命した新教育長が教育委員長を兼ねることになります。自治体の教育政策の大もとになる、大綱を決める、定める、権限を市長に与え、その大綱は国の方針を参考にしてつくることとしています。

文部科学省や首長の教育への介入に道を開き、政治的共立性が脅かされることに多くの危惧の声が上がっています。

人間社会は、いまだ発展の途上です。常に平和的、民主的な首相や首長が選ばれるとは限りません。教育委員会の独立性、自主性が奪われ兼ねない法改正と条例の改正に反対し、討論いたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第2号由布市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号由布市保育の実施に関する条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号由布市情報公開条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号由布市行政手続条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第8号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 12番、佐藤郁夫です。

総務委員長さんにお尋ねをします。今、国と地方、いろんな問題がございますが、この給与に関しましても、今いろんな新聞紙上等でも出ております。ラス——国を100としたときに地方がどうですよという比べ、この内容については私は言いませんが、こういう問題も含めて、今、国県から当該市町村へ権限移譲されております。で、仕事等がふえている中で、非常にこういう水準を上げていくと。これはいかがなものかと思っておりますが、その中で、当局から、やっぱり今、国の見直しも含めて、国は本俸を上げないで地域級等々をして、このラスなんかに反映するという方法をとっているんですが、そういう内容を含めて、きちんと当局から、執行部から説明が委員会になされたのかどうか、お尋ねします。

○議長（工藤 安雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（佐藤 人己君） 説明は別にありませんでした。

○議長（工藤 安雄君） 佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 非常にこれは下げるからいいということではございません。特に給与にも関してです。四、五%も下げて、地域経済の活性化とか私がずっと言っていますが、そういうことも含めて、やっぱり市議会として、やっぱりきちっとしたところの説明を受けながら判断もする必要が、私はあると思いますんで、今後ともそういうことも配慮していただきますよう、これは要望ですが、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題

として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立16名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第10号由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。

反対討論を行います。この条例の改正は、医療介護総合法の成立を受けてのものであります。保険料の引き下げは市民にとって大変助かる、評価できるものですが、その一方で、この総合法は要支援者を介護保険給付からはずし、市の地域支援事業へと置きかえるものであります。市ではその体制整備の必要性に鑑み、実行は10月1日からとしています。

全国では、移行できる自治体は7.2%にとどまっています。大問題になっています。国による社会保障費の削減のもと、この総合法は介護保険給付の対象を制限し、排除するものであり、この道は介護保険制度の崩壊を招くものであります。

ちなみに、政府の産業連関表によれば、介護は全産業中、最も雇用誘発効果が多い分野であり、介護従事者の処遇改善は雇用の拡大と所得の増加、消費活性化の好循環を地域にもたらすとされています。

地域経済の面からも地方再生に逆行するこの総合法と条例改正への反対討論といたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第11号由布市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 教育民生常任委員長にお伺いをいたします。

国保税の値上げの条例改正なんですけど、質疑、議案質疑のときには、平成30年の国保会計一本化を見越して、段階的に引き上げていきたいという説明がありましたが、委員会の中では、28年度から当面は据え置くべきとの意見が出されたということについては、具体的にどうということだったのかというのが1点と。

それから、今回の国保税の値上げについては、国保運営協議会では3回ほど議論されていたという報告がありましたけれども、まだまだ一般市民、特に国保加入者に対しての周知ですとか、国保会計状況の十分な認識がないように思われるんですけど、そこら辺についての市民への周知などについては、委員会の中でどういうふうに審議されたんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（利光 直人君） お答えいたします。

先ほど言われた、一番最後の、28年度からの文書につきましては、委員からお話がございます。今回の値上げが非常に金額の幅も大きいし、30年度までできたら値上げしてほしいという意見もございまして、今後の推移を見なければわかりませんが、一応委員会としては、せめて来年度はこのまま行ってほしいということの意見が出ましたので、これを記載させていただきました。

それから、市民に対する周知ですけれども、この辺については委員会では議論をしていません。また、今後、担当課をお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 反対討論を行います。

この条例の改正は、政府が目指す2018年度からの都道府県化、広域化に対応するための値上げであります。国民健康保険は国民の3割が加入する最大の医療保険です。国保の構造的な問題点は、国からの支出金が半減されたことや、自営業者、年金生活者、非正規の労働者など、低

所得、貧困世帯が多く加入をし、もともと保険料で賄うことのできない社会保障です。

全国知事会も求めているように、国からの負担をふやし、国の責任で国民皆保険を守る必要があります。都道府県化は国保税のさらなる値上げ、国民皆保険制度の崩壊を招くことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。瀏野けさ子さん。

○議員（15番 瀏野けさ子君） 議案第11号由布市国民健康保険税条例の一部改正についての賛成の立場から討論させていただきます。

由布市の平成21年度から25年度の一般被保険者保険給付費は、年平均で3,200万円ほど増加しています。26年度は前年同期9月分の支払いなんですけど1.5%、2,700万円ほど伸びております。保険税収入は同期間で年平均1,000万円ほどの伸びとなっておりますが、26年度は被保険者の減少や法改正による軽減対象の拡大で、前年度に対し3,400万円ほどの減となる見込みであります。近年の国保会計の収支は、毎年度財源不足を一般会計と基金からの繰り入れで補填しており、22年度以降、一般会計の法定外繰入は25年度を除き毎年度1億5,000万円から6,000万円、基金からは1億5,000万円から2億円を繰り入れております。25年度収支は単年度収支、これは繰越金を除きますが、3,700万円ほどの赤字となっております。基金の現状は26年度末の見込みで2億9,000万円ほどの見込みですが、27年度予算に2億円を繰り入れると9,000万円ほどになります。

医療費が伸び続けている現状では、26年度決算の剰余金も多くを見込めない状況で、今後基金は底をつく状況が考えられます。その分、一般会計から多額の繰り入れが必要になってまいります。国保の制度改革を見据えて、今後、基準外の繰り入れを解消していくことも考慮する必要がありますが、今回は、財政状況や基金の推移等を考慮すると改定せざるを得ない状況にありますが、改訂に当たっては、保険給付費の増加分等で約4,000万円程度を確保する必要があると考えます。

平成23年度に基礎課税分の所得割を2%上げており、今回の改定では県内でも最も低い均等割を中心に改定する必要があると考えました。現在、応能割と応益割の比率に不均衡が生じておりますので、税の公平な負担の必要性から標準の50対50に改善することも必要です。

今回は、基礎課税分の所得割を現行の9.0%から0.25%上げ9.25%、均等割を1万5,500円から6,500円上げて2万2,000円、平等割を1万8,000円から2,000円上げて2万円に改定するものです。

しかしながら、27年度の税制改正が予定されており、5割、2割軽減判定所得が引き上げられ、対象世帯が拡大されますので、新たに軽減対象になる世帯がふえることにもなっております。

結論としては、由布市国保の被保険者数の推移は被保険者世帯数が減少しているこの状況では、

保険税がふえることは望めません。逆に医療費のほうは毎年伸びる状況です。

また、由布市の国保の年齢構成、軽減対象世帯の人数ですが、所得別世帯数では、課税所得がゼロから200万円未満の1人世帯と2人世帯が全体の81.7%の構成となっております。

国保に対するさまざまな多くのデータを見せていただきながら、参考にさせていただきながら、税率改正はやむを得ないと判断いたしました。私個人としては、やはり税改正ということは、値上げにつなげることは断腸の思いではありますが、さまざまな状況を鑑みたときには、いたし方のないことだというふうに判断いたしました。

よって、賛成討論とさせていただきます。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立14名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第12号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号由布市有林造林条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第14号由布市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第15号市道路線（石武3号線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第16号市道路線（石武4号線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第17号市道路線（平林前線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第18号由布市と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第26号平成27年度由布市一般会計予算を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 確認になるんですけども、特別委員会委員長にお伺いします。

全体の意見、委員会全体の意見として3点、意見が付されました。それに関してですけども、

途中で、この委員会——特別委員会は1年間待たないと開かれないわけですね。この意見を確認するために何らかの3点に関する動きがあったときに、どのような形で我々議員にその変更なり変動なり変化なりが伝わるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 予算特別委員長。

○予算特別委員長（太田 正美君） お答えいたします。

本予算特別委員会は、本定例会をもちまして、一応任務は終了とします。そのため、今後の経過、進捗状況については、毎月の全員協議会、並びに常任委員会にお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） この3点、常任委員会それぞれ違う、同じものもありますけれども、この指摘をした議員抜きに報告がなされると、どのような形でうまく伝わるのかにちょっと危惧を抱くんですけれども、ぜひとも今委員長が、常任委員会もしくは全協ということで報告がなされる旨を伺いましたので、ぜひとも全員にこの3点の意見がうまく説明なり変更なりが伝わるように、全協の制度の中にきちんと組み込んでいただきたいと思いますと思いますが、確認です。すみません。

○議長（工藤 安雄君） 予算特別委員長。

○予算特別委員長（太田 正美君） 当委員会は19名全員の出席による委員会でありますので、当然その辺の情報共有は今後とも続けていくという部分では、全員協議会なりで適宜その辺の情報を提出していただきたいと執行部には求めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） わかりました。これで、この3点の係る進捗状況並びに結果の報告などが受けられると思ひまして、安心でございます。ありがとうございます。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。

一般会計予算への反対討論を行います。

今、農業生産者が最も必要としているのは、米価の暴落対策です。生産コストの半分に近い米価が2年続き、農家はいよいよ米づくりを諦めようかと考え始めています。しかし、国にも県に

も市にも有効な対策はありません。地方創生で定住化を進めながらも、これでは離農と人口流出を促進することになってしまうのではないのでしょうか。生産コストを直接補償する米価対策が今切実に求められています。

また、国連子どもの権利委員会から高度に競争主義的な学校環境と指摘をされた日本の学校教育ですが、学力向上推進事業として行われる全国学力テストは点数競争を引き起こし、教育をゆがめています。小中学生の保護者の中には、この学力テストの結果に示される学校間の差をそのまま学力の差と捉える人もいます。序列化や過度な競争につながる学力テストは中止すべきであります。

また、2002年、国による同和対策特別措置法が廃止をされましたが、いまだに人権同和対策室が置かれています。差別の解消や人権擁護の問題は一般政策で解決を目指すべきであります。貧困との格差が拡大していくもとの、国民は不満といら立ちを募らせています。分断と対立をおおこの国の政治のもとで、特別な扱いは新たな差別につながりかねません。人権同和対策室の廃止を求めるものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（工藤 安雄君） 佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 12番、佐藤郁夫です。

平成27年度一般会計予算に対しまして、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

平成27年度は市制施行10年目の節目の年であります。これまで由布市が取り組んできました融和・協働を今後さらに深め、発展へとつなげていくために、重要な年度であると考えています。

そのためにも、昨年より取り組みを行っております第2次総合計画の策定においては、厳しい情勢下ではありますが、しっかりとした将来人口ビジョンを見据え、人口の社会増を十分視野に入れた夢のある由布市の未来ビジョンを首藤市長のもとで打ち出していくためにも、非常に重要なものと考えております。

また、由布市に住み、由布市で働く人々の元気がさらに増し、由布市全体のまちづくりに活力あふれる施策を打ち出していくためにも、今期定例会で市長が明言されました、仮称と思いますが、総合戦略室には大きな期待をしていますし、仕事の確保を含め、由布市の魅力を発信し、市外者の移住促進への取り組みも推進していく必要があると思います。

今回の予算は、行財政基盤の確立、教育環境整備施策の推進、農業振興施策の推進など、平成26年度に実施した事業をさらに持続、強化していく予算になっていると思います。

市を取り巻く経済情勢は非常に厳しい状況があると思いますが、由布市の発展はもちろん、平成27年度予算が由布市民のさらなる融和につながることを期待するとともに行革の中でありま

すが、常日ごろから市民サービスの低下を招かぬように取り組みしている執行部に期待をし、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立16名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第27号平成27年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立15名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第28号平成27年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第29号平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第30号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立14名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第31号平成27年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第32号平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第33号平成27年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 33号に対して、私は反対の立場で意見を表明します。

まず第一に、井戸掘削後の管理運営計画の説明と予算計画は表明されていません。また新水源、これは挟間で行われました千人集会において、市民が求めていたものは上質の水源確保でありましたが、先月説明がありました中におきましては、現在宮田浄水場を使いながら大分川に油等の何かが起こったときに、予備水源として井戸を使うという説明がありました。これはもう全く趣旨が狂っているという以外ありません。何のための新水源か、いつの間にか目的が変わってしまっていると思えません。

また、井戸を掘削後、現在も水道事業に接続するためには1井戸当たり約10億円の経費が必要となります。これに関して国・県からの補助金また一般財源からの持ち出しになると思いますけれども、いくら予算がつくかわかりませんが、水道利用者の負担というふうになって――残りは負担となります。

また、水道事業がこれは一本化に29年になりますけれども、水道利用者の負担がこれ負担増ということになります。また、一般財源からの持ち出しになりますと、水道に関係ない一般市民からの持ち出しになります。このためにも、やはりもう少し由布市全体の問題として、今回下市の井戸掘削は、今年度中に行われなければいけませんでしたが、事業が遅れまして来年度

ということになっております。下市の浄水場、井戸掘削した後に、その水源、水量、水質をやはりよく検討して、1日当たり3,000立方水が出るというふうにこの前は説明がありましたけれど、これが幾ら使えるのか、水道はいくら3,000出ても、3,000という量は使えませんので、そこのところはよく皆様方周知をしていただきたいというふうに思います。

また、さきの説明の中におきまして、元治水路においても水源調査を行ったというふうにありましたが、これは水質調査は行われましたけれども、水源調査は行っておりません。また、今、市が保有しております朴木の水源におきましても、全くこれは手つかずの状態であります。こういうものを精査しながら、これからの挟間の水源づくりをまずやっていかなければいけないと思いますので、今回予算についております1,614万6,000円、この金額につきましては、凍結をするほうが私はいいと思います。

やはり来年度は下市の結果を見た上で、この後どうするのかというふうなことを考えなければ、1井戸当たり10億円の出資するようなことがあってはなりませんので、これは補助金がつくからと言えばそれかもしれませんけれども、あとは皆さんの負担にかかりますので、ぜひとも計画を再度見直しをするために、下市井戸掘削後に挟間の安定供給ができる水は何かということを一歩立ちどまり、していただくようお願いをするために、私は凍結ということをして反対を表明して終わります。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 私は賛成討論で、討論したいと思っております。

今、現在進めている挟間浄水場の新水源確保については、挟間町の有志で「挟間町上水道の水を考える会」として5年をかけ、研究・研修を行い1年前に「挟間町新規水源確保期成会」を立ち上げました。こういう決起集会を開き、市民の声として大分川上流の水や地下水を水源として開発できないかという切実なる願いを聞き、市水道課としては検討した結果、地下水源の調査を行うことを決定しました。現在、進められている3年事業計画の電気探査とさく井工事に踏み切ったわけです。このことについては、水道事業運営協議会で再三にわたり事業説明を受け、審議を行った結果、事業の決定をした経緯もあります。

なお、この運営協議会では、議会から3地域の議員、各2名も委員として在籍しております。また、26年度事業は実施されることになっております。市27年度の事業もしっかり審議され予算計上されたことです。そういう中で議員各2名が委員として在籍しており、審議の結果は御存じと思われまことをつけ加え、賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより議案第 33 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立14名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。ここで暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

.....

午前11時57分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開をいたします。

----- . ----- . -----

追加日程第 1. 発議第 1 号

追加日程第 2. 閉会中の継続審査・調査申出書

追加日程第 3. 議員派遣の件について

○議長（工藤 安雄君） お諮りします。ただいま、議員発議として発議 1 件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、発議 1 件と閉会中の継続審査・調査申出書及び会議規則第 166 条の規定による議員派遣の件についての 3 件を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議 1 件と閉会中の継続審査・調査申出書及び議員派遣の件についての 3 件は、追加日程第 1 から追加日程第 3 として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第 1、発議第 1 号由布市議会委員会条例の一部改正についてを上程いたします。提出者に提出理由の説明を求めます。19 番、生野征平君。

○議員（19 番 生野 征平君） 発議第 1 号、由布市議会委員会条例の一部改正について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び由布市議会会議規則（平成 17 年議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。平成 27 年 3 月 18 日。由布市議会議長 工藤安雄殿。提出者、賛成者とも記載のとおりでございます。

提案理由、委員の選任方法の変更に伴う条例改正を行うものでございます。

裏面をお願いいたします。

由布市議会委員会条例の一部を改正する条例。

由布市議会委員会条例（平成 17 年条例第 222 号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「議長が会議に諮って指名する。」を「議長の指名による。」に改め、同項ただし書きを削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。以下、次のとおりでございます。附則、施行期日、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） お諮りします。ただいまの発議1件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第1号由布市議会委員会条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これですべての討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定をいたしました。

次に、追加日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。会議規則第166条の規定より、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定をいたしました。

---

○議長（工藤 安雄君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会議を閉じます。

これで、平成27年第1回由布市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後0時03分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員